

【付記】「勅令第41号」で石島とされ、島項と命名されたのは、その形状が朝鮮家屋にある履脱ぎ石の섬돌(ソムトル)(写真2)に似ていることが考えられる。섬돌は石(섬)とも島(섬)とも略記され、「石の島」「島の石」の意があるからである。



写真1 鼠項島



写真2 履脱ぎ石の섬돌(ソムトル)